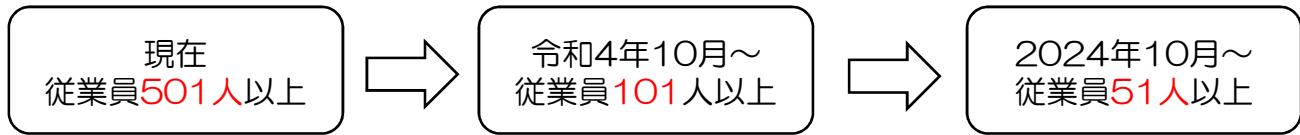


10月からパート・アルバイトの社会保険への加入範囲が拡大されます

令和4年10月からパート・アルバイトの社会保険への加入対象が拡大されます。パート・アルバイトとして働く従業員に対して社会保険の加入範囲を拡大していく流れです。

①社会保険の加入範囲拡大の対象企業



※従業員数は、「フルタイムの従業員」と「週労働時間・月所定労働日数がフルタイムの4分の3以上の従業員」の合計（現在の厚生年金保険の適用対象者と同じ）によって判断します。

②加入対象者

新しく社会保険に加入する必要があるのは、以下の4つの条件のすべてに当てはまるパート・アルバイトです。

□週の所定労働時間が20時間以上30時間未満（週の所定労働時間が40時間の企業の場合）

□月額賃金が8.8万円以上

□2か月を超える雇用の見込みがある

□学生ではない（卒業後も雇用する見込みがある場合、休学中の場合、夜間学生の場合は加入対象となります）。

③所得税上・住民税上・社会保険上の扶養の範囲の考え方

今回の改正で、配偶者等が社会保険上の扶養に入るための条件は、年収130万円未満から年収106万円未満（月額8.8万円未満）に変更されます。社会保険では、被扶養者の収入の判断時期は随時で、対象期間は扶養に入れる日から将来の見込で決まります。例えば、2022年8月に退職し、8か月で年収が合計106万円以上でも、その後無収入の見込みであれば、扶養に入ることができます。これに対して、所得税・住民税は、被扶養者の収入の判断時期は12月末で、対象期間は1月～12月の合算となります。

夫の年収が1,095万円以下の場合、妻の年収が150万円までであれば、38万円の配偶者控除・配偶者特別控除（住民税は33万円）が満額使え、

夫の税負担が減少します。子の場合、年収が103万円

超になると親の扶養から外れます。また、住民税が

非課税となるのは年収が98万円以下の場合です。

980,001円から103万円の年収がある場合は、扶養

されていて住民税がかかる場合があります。

※ここでいう年収は給与年収

